「下請中小企業振興法」及び「下請代金支払遅延等防止法」が一部改正される!

このほど、経済産業省及び公正取引委員会において、従来まで物品の製造及び修理における下請取引を対象に定められていた「下請中小企業振興法」(以下「振興法」という。)及び「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」という。)について、一部改正されることとなりました。

改正に至った理由としては

① **近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス業等役務取引分野における下請分業関係の発達がみられる。**

② **製造業の分野では景気の低迷やグローバル調達の進展等により下請中小企業を取り巻く経営環境は厳しい。**

という状況が挙げられます。これらの観点から、新たにサービス業等を含めた下請中小企業の振興並びに下請取引の公正化を図ることが必要とされるようになり、それぞれ検討を進め各審議を経て、振興法については平成15年11月1日より、下請法については平成16年4月1日より施行の運びとなりました。

ここに、その概要をご紹介します。

1. 下請中小企業振興法(振興法)の改正内容

① 振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大

これまでの製造委託、製造設備の製造及び修理委託に加え役務委託(ソフトウェア等の情報成果物作成委託を含む)、修理委託が新たな対象として追加されました。

② 親事業者と下請中小企業の連携を幅広くかつ柔軟に支援

これまでの振興事業計画は、特定の業種に属する親事業者と下請中小企業の事業協同組合に限り共同で作成することとなっていましたが、今回業種指定を撤廃し、組合以外の任意グループも親事業者と計画を作成する事ができることとなりました。

③ 支援措置の拡充(売掛金債権担保保険の特例の導入)

振興事業計画の承認を受けた下請中小企業の資金調達の円滑化を図るため、下請中小企業が親事業者に対する売掛金を活用する場合、売掛金債権担保保険の付保限度額を2倍(1億円→2億円)にし、保険料率を低く(0.46%→0.29%)する特例を設けました。

④ 罰則の強化

振興事業計画の実施状況について虚偽の報告等をした者に対する罰金の上限額は3万円→50万円に引き上げられました。

2. 下請代金支払遅延等防止法(下請法)の改正内容

(1)親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

〈改正箇所は網掛け部分です〉

物品の製造・修理委託 及び政令で定める情報成果物(※1) 作成・役務提供委託(※2)

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人含む)

情報成果物作成・役務提供委託(政令で定めるものを除く。)

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下(個人含む)
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下(個人含む)

過去の「みえネット」の情報については、三重県産業支援センターのホームページ(http://www.miesc.or.jp/)または、三重県中小企業団体中央会のホームページ(http://cniss.chuokai-mie.or.jp/)でご覧いただけます。

（２）下請法の対象となる下請取引を、次のとおり追加（第2条）

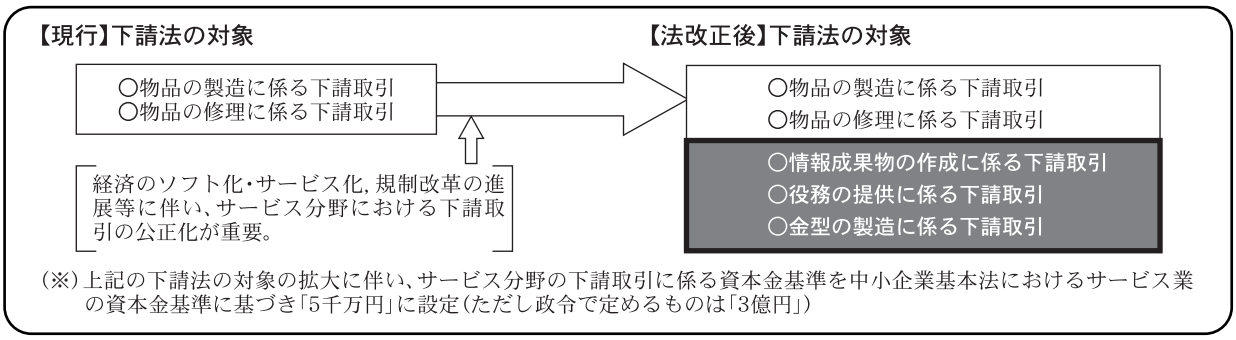

（※）上記の下請法の対象の拡大に伴い、サービス分野の下請取引に係る資本金基準を中小企業基本法におけるサービス業の資本金基準に基づき「5千万円」に設定（ただし政令で定めるものは「3億円」）

（３）書面の交付時期に係る規定の整備（第3条）

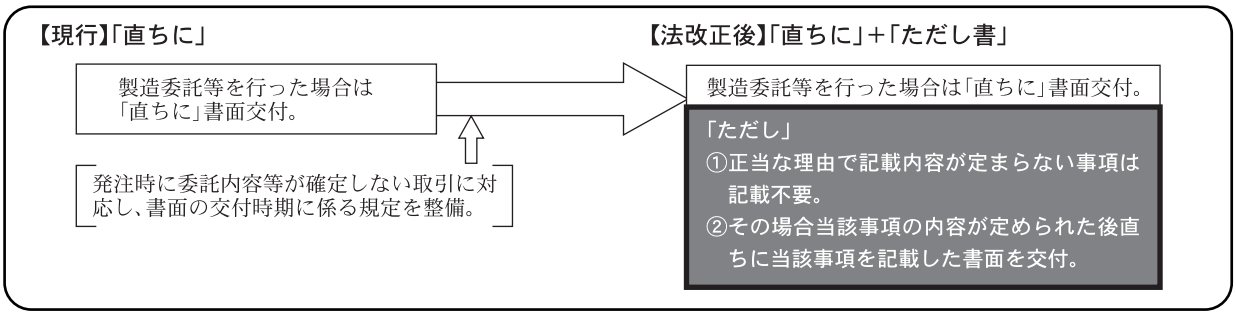

（４）下請取引に際し、親事業者が行ってはならない行為を追加（第4条）

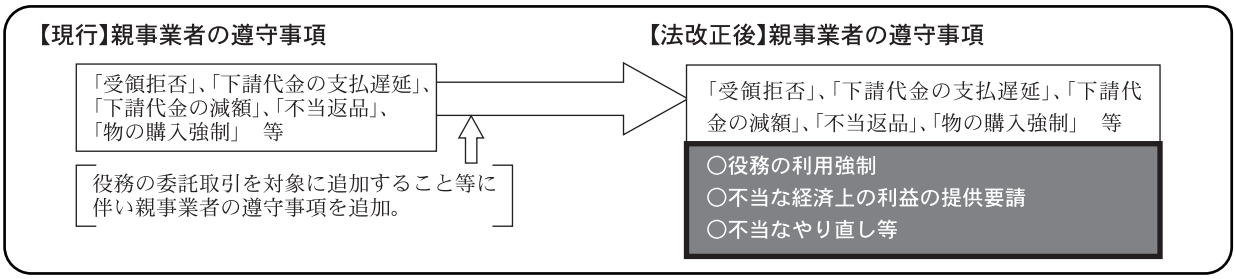

（５）違反行為に対する措置の強化（第7条）

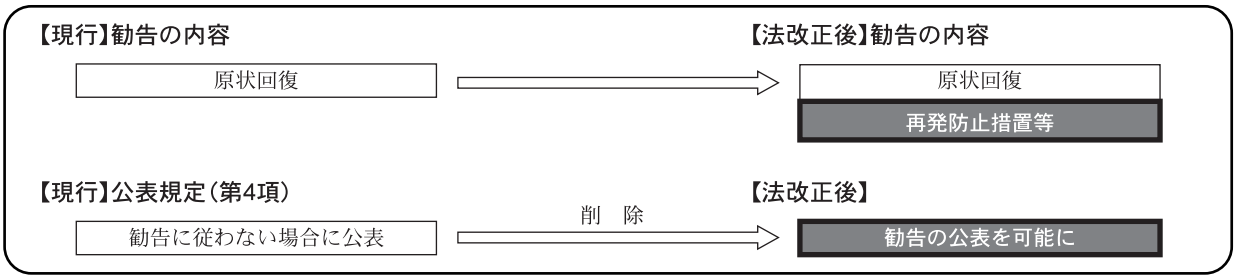

（６）書面の交付等違反及び書類等の作成・保存違反に係る罪（第10条）並びに検査忌避等に係る罪（第11条）の罰金の上限額を引上げ

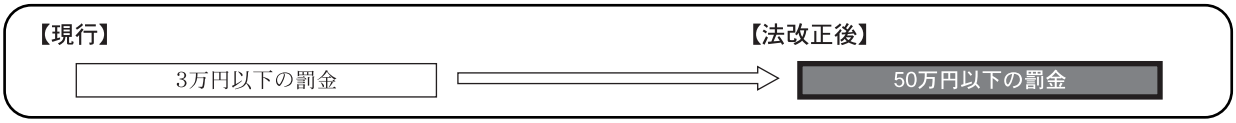

※1「情報成果物」とは・・・

①プログラム(例:テレビゲームソフト、会計ソフト)
②映画、放送番組、その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション)
③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、ポスターのデザイン、報告書)をいいます。

「情報成果物作成委託」とは「事業者が業として行う提供もしくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部または一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部または一部を他の事業者に委託すること」をいいます。

情報成果物作成委託の3類型(例)

類型−1
- ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトのプログラムの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。
- パッケージソフトウェア販売業者が、販売するソフトウェアの内容に係る企画書の作成を他のソフトウェア業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品の取扱説明書の作成を他の事業者に委託すること。

類型−2
- 広告代理店が、広告主から制作を請け負うテレビCMを広告製作業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- デザイン業者が、作成を請け負うポスターデザインの一部の作成を他のデザイン業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。
- 建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

類型−3
- 事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- デザイン業者が、コンペ(試作競技)に参加するに当たり、デザインの作成を他のデザイン業者に委託すること。

※2「役務提供委託」とは・・・

「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部または一部を他の事業者に委託すること(建設業を営む者が業として請け負う建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く)」をいいます。

役務提供委託の類型(例)

- 貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうちの一部の経路における運送を他の貨物自動車運送業者に委託すること。
- 貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。
- 利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。
- 内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。
- 自動車ディーラーが、請け負う自動車整備の一部を自動車整備業者に委託すること。
- ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託すること。
- 広告代理店が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。
- ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
- ソフトウエアを販売する事業者が、当該ソフトウエアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。